

施工21改修工事他

- 1 枠付き鉄骨ブレースの設置工事において、既存構造物との取合い部に設ける型枠は、クラウト材圧入後に型枠を取り外して充填状況を確認できるように、片側を取外し可能な木製型枠とした。
- 2 アスベスト含有吹付け材の除去処理工事において、隔離養生に用いたシートについては、プラスチック袋に密封して特定建設資材廃棄物として処理した。
- 3 鉄筋コンクリート造の新設耐震壁の増設工事に使用する改良型本体打込み式の金属系アンカーの施工において、ドリルで実際に穿孔する孔深さについては、有効埋込み深さ(計算上での埋込み深さ)と同じ深さとした。
- 4 既存建具を「かぶせ工法」により新規金属製建具に改修する場合、既存建具の外周枠を残し、その上から新規金属製建具を取り付けた。
- 5 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事において、新設耐震壁のコンクリートの打込み後、直ちにグラウティングを行った。
- 6 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)において、再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして定められた建設業における指定副産物には、土砂、コンクリートの塊、木材とともに金属くずが該当する。
- 7 タイルを部分的に張り替える外壁改修工事において、ポリマーセメントモルタルによりタイルを張り付けるに当たって、張替え下地面の水湿しを行った。
- 8 コンクリートの中性化の進行に伴う鉄筋の腐食の補修において、鉄筋の腐食に対する恒久的な補修工法として、腐食した鉄筋を研り出し、錆を除去した鉄筋に浸透性吸水防止材を塗布した後に、コンクリートの欠損部にポリマーセメントモルタルを充填した。
- 9 タイル部分張り替え工法において、ポリマーセメントモルタルを使用する場合、張り替え下地面の水湿しを行った。
- 10 独立柱の鋼板巻き立て補強において、2分割した厚さ3.2mmの角形鋼板を柱の周囲に建込み、モルタル充填時のはらみ出し防止処置として、鋼板相互を溶接で一体とした後に、流動性の高いモルタルを下部から圧入した。
- 11 開口部がある現場打ち鉄筋コンクリート耐震壁の増設工事において、その壁の開口部補強筋の端部の定着を「あと施工アンカー」によって行う場合、開口部補強筋の降伏点強度を確保するためには、一般に、金属系アンカーを用いる。
- 12 タイル張り仕上げ外壁の改修において、タイルの大きさが小口タイル以上のタイル陶片の浮きについては、注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法を採用した。
- 13 屋根防水改修工事において、既存防水について、その工法の種類と防水層の劣化の程度を確認するために、保護層の一部を撤去し、見えない部分を露出して施工調査を行う。
- 14 モルタル塗り仕上げの浮き部の改修において、アンカーピンを用いて浮き部を構造物コンクリートに固定した。
- 15 鉄筋コンクリート造の既存建築物の耐震改修工事において、角形鋼板を用いる柱の鋼板巻き立て補強を行なう場合、コーナー部の曲げ内法半径については、鋼板の板厚の3倍以上とする。
- 16 はつり箇所コンクリートの中性化深さについては、そのコンクリート面に噴霧したフェノールフタレイン溶液が赤紫色に変化した部分を、中性化した部分と判断した。
- 17 溶接金網を用いる柱のRC巻き立て補強において、柱の変形能力の向上のみを図る場合には、床上及び梁下に30～50mm程度のスリットを設ける。
- 18 外壁のタイル張り仕上げの浮きや剥離状況の調査については、赤外線法と打診法とにより実施した。
- 19 屋根防水の改修においては、既存のアスファルト防水層は、全面撤去する必要がある。
- 20 溶接金網巻き工法による柱の補強工事において、コンクリートの打込みには、流込み工法を採用し、打込み高さ1mごとに締固めを行った。
- 21 鉄筋コンクリート造の建築物の内部改修工事において、木下地を新設する場合、最下階における床づか、大引受け及び根太掛けの各部分で、コンクリートに接する防腐処理が必要な部分には、防腐剤を1回塗った。
- 22 炭素繊維シートによる独立した鉄筋コンクリート角柱の補強工事については、柱のコーナー部を円弧状に形成し、エポキシ樹脂を含浸させながら柱に炭素繊維シートを巻き付けた。
- 23 吹付けアスベストの除去処理工事において、除去するアスベストは、薬液等により十分に湿潤化して、その後に除去した。
- 24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。
- 25 コンクリート打放し仕上げの外壁のひび割れの補修において、自動式低圧エポキシ樹脂注入工法により行う場合、ひび割れの幅等を考慮して注入用器具の取付間隔を決定した。

施工21改修工事他

- 1 ○ 、枠付き鉄骨ブレースの設置工事において、既存構造体との取合い部に設ける型枠は、クラウト材圧入後に型枠を取り外して充填状況を確認できるように、片側を取外し可能な木製型枠とする。
- 2 ○ アスベストが付着しているおそれあるプラスチックシート等は、「特別管理産業廃棄物」である。
- 3 × アンカー筋の埋込み深さ(孔深さ)は、有効埋込み長さ(計算上での埋込み深さ)にアンカー本体の外径を加えたものである。建築改修工事監理指針。
- 4 ○ 「かぶせ工法」既存建具の外周枠を残し、その上から新規金属製建具を取り付ける。
- 5 × コンクリート打込み後、ブリージングによるレイタンスが天端に溜まるので、レイタンス除去後にグラウティングを行う。
- 6 × 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第七条、別表第七 二
建設業における指定副産物には、土砂、コンクリートの塊、アスファルトコンクリートの塊、木材があるが、金属くずは該当しない。
- 7 ○ タイルを部分的に張り替える外壁改修工事において、ポリマーセメントモルタルによりタイルを張り付けるに当たって、張替え下地面の水湿しを行う。
- 8 × コンクリート中の鉄筋腐食補修には、鉄筋コンクリート補修用防錆材を用いる。腐食した鉄筋をはつり出し、錆落とし等の前処理の後、露出させた鉄筋に対して、はけ塗り、吹付け等により鉄筋の再腐食を防止する。建築改修工事監理指針
- 9 ○ タイル部分張り替え工法において、ポリマーセメントモルタルを使用する場合、張り替え下地面の水湿しを行う。
- 10 × 鋼板巻き立て(鋼板巻き工法)による耐震補強は、角形や円形の2つ割り以上に分割した厚さ4.5~9mmの鋼板を柱の周囲に建込み、隙間に高流動モルタル(流動性の高いモルタル)を充填する。(建築改修工事監理指針)
- 11 × 現場打ち鉄筋コンクリート耐震壁の増設工事において、その壁の開口部補強筋の端部の定着を「あと施工アンカー」によって行う場合は、開口部補強筋の強度確保のため埋込み長さを11da (da: アンカー径) 以上とした「接着系アンカー」を用いる。
- 12 ○ タイル張り仕上げ外壁の改修において、タイルの大きさが小口タイル以上のタイル陶片の浮きについては、注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法を採用する。
- 13 ○ 既存防水について、その工法の種類と防水層の劣化の程度を確認するために、保護層の一部を撤去し、見えない部分を露出して施工調査を行う。
- 14 ○ モルタル塗り仕上げの浮き部の改修には、アンカーピンを用いて浮き部を構造体コンクリートに固定する方法がある。
- 15 ○ 角形鋼板を用いる柱の鋼板巻き立て補強において、コーナー部の曲げ内法半径については、鋼板の板厚の3倍以上とする。
- 16 × コンクリートの中性化調査では、コンクリートがフェノールフタレインアルコール溶液によって、赤紫色に変化しない部分を中性か範囲と判定している。
- 17 ○ 鉄筋コンクリート柱の変形能力の向上のみを図る場合には、溶接金網を用いる柱のRC巻き立て補強においては、床上及び梁下に30~50mm程度のスリットを設ける。
- 18 ○ 外壁のタイル張り仕上げの浮きや剥離状況の調査には、赤外線法や打診法等がある。
- 19 × 既存のアスファルト防水層の改修には、全面撤去を行わない工法もあり、防水層の劣化に応じた工法を用いる。
- 20 ○ 溶接金網巻き工法の場合、コンクリートの打込みには流込み工法を採用し、打込み高さ1mごとに締固めを行う。
- 21 × 最下階における床づか、大引受け及び根太掛けの各部分で、コンクリートに接する防腐処理が必要な部分には、防腐剤2回塗りとする。
- 22 ○ 炭素繊維シートによる独立した鉄筋コンクリート角柱の補強工事については、柱のコーナー部を円弧状に形成し、エポキシ樹脂を含ませながら柱に炭素繊維シートを巻き付ける。
- 23 ○ 除去するアスベストは、薬液等により十分に湿潤化して、その後に除去する。
- 24 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。
- 25 ○ コンクリート打放し仕上げの外壁のひび割れの補修において、自動式低圧エポキシ樹脂注入工法により行う場合、ひび割れの幅等を考慮して注入用器具の取付間隔を決定する。